

重要事項説明書

令和6年12月1日改訂

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 044-935-5200 (8時30分～17時)
 担当 ショートステイ受入れ担当・生活支援係長・生活相談員

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

| | | |
|-----------|--------------------|------------------|
| 事業所名 | 特別養護老人ホーム多摩川の里 | |
| 所在地 | 川崎市多摩区中野島6-13-5 | |
| 介護保険事業所番号 | (介護予防)短期 入所生活介護 | 神奈川県第1475400170号 |

(2) 事業所の職員体制等 (介護老人福祉施設及び短期入所生活介護)

| 職種 | 人員 | 資格等 | |
|---------------------|--------------------|--------------------|----------|
| 管理者 | 1名 (常勤1名、非常勤0名) | 介護支援専門員 | 1名 |
| 事務員 | 2名 (常勤2名、非常勤0名) | | 2名 |
| 生活相談員 | 1名 (常勤1名、非常勤0名) | 介護支援専門員 | 1名 |
| 介護支援専門員 | 1名 (常勤1名、非常勤0名) | 介護支援専門員 | 1名 |
| 栄養士 | 1名 (常勤1名、非常勤0名) | 管理栄養士 | 1名 |
| 医師 | 2名 (常勤0名、非常勤2名) | 内科、精神科 | 2名 |
| 機能訓練指導員 | 1名 (常勤0名、非常勤1名) | 理学療法士 | 1名 |
| 介護 看護 職員 等 | 看護職員 | 4名 (常勤4名、非常勤0名) | 看護師・准看護師 |
| | 介護職員 | 35名 (常勤21名、非常勤14名) | 介護支援専門員 |
| | | | 社会福祉士 |
| | | | 介護福祉士 |
| | | | 初任者研修 |
| 計 | 39名 (常勤25名、非常勤14名) | | |
| 計 | 47名 (常勤30名、非常勤17名) | | |

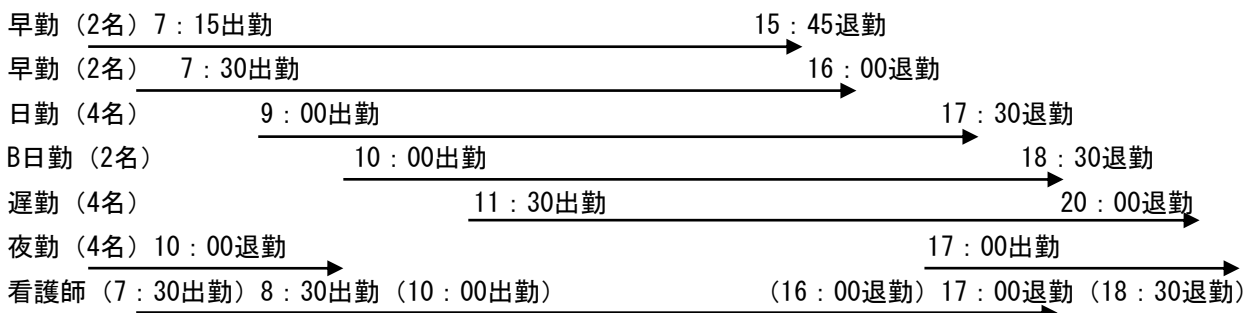
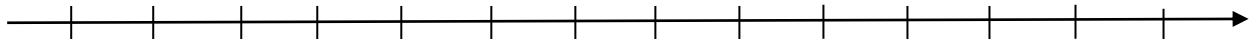
(3) 事務所営業時間

8時30分～17時

※土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休日

(4) 介護・看護職員の勤務体制

7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00



3 利用料金

(1) 基本料金

ア 利用料

1月あたり 厚生労働大臣が定めた介護報酬上限額以内（利用者負担金は原則として、介護保険負担割合に記載された負担割合の通りとなります。）

イ 当施設に該当する加算

(ア) サービス提供体制強化加算

(イ) 介護職員処遇改善加算

(ウ) 夜勤職員配置加算

ウ 該当する場合に算定する加算

(ア) 送迎加算

(イ) 若年性認知症入所者受入加算

(ウ) 緊急短期入所受入加算

(2) 食事提供費

ア 食事提供費 1

1日あたり、1,750円（朝480円・昼690円・夕580円）

イ 食事提供費 2

行事などの際、食事提供費 1 に上乗せする額です。

その都度、掲示をします。希望制

1食あたり 200円～600円（メニューによって異なります。）

(3) 居住費

ア 多床室（相部屋） 1日あたり 915円

イ 個室 1日あたり 1,231円

(4) その他の料金

ア 材料費 1回あたり 1,000円以内

希望者が参加するクラブ活動・レクリエーションの材料費など

(5) 通常のサービス提供の範囲を超える費用

個人で使用する日常生活用品及び嗜好品の購入費用 実費負担

(6) その他

ア 介護報酬に係る自己負担分・食費・滞在費は、原則として口座自動振替（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。）とさせていただきます。

重要事項に定めるその他の料金については、その都度のお支払いとさせていただきます。

イ 本重要事項説明書で定めた利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

4 予約の取り直し

利用者が予約を取り消す場合には、できるだけ早くご連絡ください。併せて、ご利用の居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）にご連絡をお願いします。

なお、直前の取り消しが重なるような場合には、キャンセル料を頂きます。

5 身体拘束について

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急

やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録します。

6 虐待防止について

(1) 当事業所では、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

ア 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

イ 虐待防止のための指針を整備します。

ウ 虐待を防止するための研修を定期的実施します。

エ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 個人情報保護について

多摩川の里は、当事業所が扱う個人情報の重要性を認識し、別に定める当法人の個人情報保護要綱及び当事業所の個人情報保護に対する基本方針に基づき、その適正な保護に努めます。

職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を洩らしません。その職を退いた後も同様です。

8 事故発生の防止策及び事故発生時の対応について

(1) 当事業所では、利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、各関係機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

9 衛生管理等について

(1) 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行ないます。

(2) 当該施設において感染症又は食中毒の発生予防、又はまん延の防止のために、対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上実施し、その結果について従業者に周知を図ります。

(3) 前項の防止のため指針を整備すると共に、従業者に対し定期的に研修及び訓練を実施します。

(4) 感染症又は食中毒の発生の際には、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順(平成17年2月22日通知)に沿った対応をします。

10 緊急時等における対応について

指定短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに家族あるいは医療機関に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

11 非常災害対策について

指定短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等の適切な措置を講じます。

非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、計画に基づき定期的に避難、救助、通報、その他必要な訓練等を行います。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

12 業務継続について

- (1) 当事業所では、感染症や非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画という。」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

13 カスタマーハラスメントについて

- (1) 当法人は全ての職員に対して、労働契約法第5条により安全配慮義務を負っています。「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づき、以下の行為をカスタマーハラスメントとして取り扱うこととします。

ア ご利用者等による身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント等

イ 過剰または不合理な要求

- ・合理的理由のない謝罪の要求
- ・事業団職員に関する解雇等の法人内処罰の要求
- ・社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求等

ウ 合理的範囲を超える時間的・場所的拘束

エ その他ハラスメント行為等

14 相談窓口、苦情対応

サービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するように努めます。

提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、各関係機関からの調査又は報告の依頼に協力するよう努めるとともに、指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

○当事業所の相談窓口

| | | | |
|-------|--------------|--------|--------------|
| ①電話番号 | 044-935-5200 | ②FAX番号 | 044-935-3511 |
| ③対応者 | 生活支援係長 | ④対応時間 | 8時30分～17時 |

○当法人の第三者委員会

| | | | |
|----------|-------------------|--------|--------------|
| ①電話番号 | 044-829-1829 | ②FAX番号 | 044-829-1840 |
| ③対応者 | 事務局苦情受付担当 | ④対応時間 | 平日の8時30分～17時 |
| ⑤メールアドレス | dai3sya@kfj.or.jp | | |

○市町村介護保険相談窓口

川崎市健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課事業者指導係

電話番号 044-200-2910

多摩区保健福祉センター 高齢・障害課 電話番号 044-935-3266

○神奈川県国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護保険課 介護苦情相談係

電話番号 045-329-3447

15 福祉サービス第三者評価

| | |
|-------------|--|
| 第三者評価の有無 | 実施済 |
| 実施した直近の年月日 | 令和元年12月 |
| 実施した評価機関の名称 | 神奈川県社会福祉士会 |
| 評価結果の開示 | 法人ホームページ、川崎市ホームページ、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 |

16 当法人のサービスの方針等

利用者の人格を尊重し、施設機能を十分に活用した質の高いサービスの提供を図ることにより、高齢者福祉の向上に努めます。また、その実現のため活力ある職場づくりを計画的に推進するとともに、職場研修の実施及び関係機関の開催する研修への積極的な参加に努め、職員の資質の向上を図ります。

17 当法人の概要

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 名称・法人種別 | 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 |
| 代表者名 | 理事長 佐川 道夫 |
| 法人所在地 電話 | 川崎市高津区久地3-13-1 044-829-1829 |
| 業務の概要 | 社会福祉施設・事業の運営 事業実施（障害・高齢者・児童） |
| 事業所数 | 34施設 100事業 |

※ 詳細は「リーフレット」をご覧ください。

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 川崎市多摩区中野島6-13-5

事業者名 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
特別養護老人ホーム 多摩川の里

施設長 印

説明者 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け同意し、交付を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名 印

(身元引受人)

住 所

氏 名 印